

中世都市研究としての天文法華の乱

古川元也

描かれた洛中法華教団寺院をめぐる

Analysis of the Tenbun Hoke Rebellion as a Medieval City Study: in the viewpoint of Kyoto's Nichiren Temples Depicted in Paintings

FURUKAWA Motoya

はじめに

- ①十六世紀の日蓮教団と天文法華の乱の位置
- ②十六世紀における洛中日蓮教団諸寺院
- ③洛中洛外図と日蓮教団寺院
おわりに

【論文要旨】

室町時代後期の都市京都を考える際に、社会的組織として重要な構成要素となるのは洛中日蓮教団（宗祖日蓮を師と仰ぐ信仰集団）である。洛中の日蓮教団は鎌倉時代後期から南北朝期に日蓮門下六老祖の一人である日朗が京都への布教を開始し、その後大覚妙実、日像の布教によって教線を拡大し、後醍醐天皇による四海唱導布教の編み目を得てからは、四条門流を中心に諸派の離合集散を繰り返しながらも宗勢を増してゆくのである。日蓮教団は天文五年に宗門にとつての一大法難ともいべき天文法華の乱（天文法難）に遭ったとされ、最終的には帰洛を勅許されるも一時的には洛中より追放されていた。その後も教団内部における門流の対立や和合、織田信長による天正七年の安土宗論敗北など教団内の運営は安定性を欠き、通説的理解では十六世紀後半の教団の回復は十分にはなされなかったとされている。

ところで、天文法華の乱を前後して制作されている洛中洛外図の諸本には日蓮教団

系寺院が描きこまれている。従来の洛中洛外図研究ではこれら寺院の存在が景観年代の確定に寄与したこともあったが、洛中洛外図の諸本が制作依頼者の意図に基づく理想的景観を盛りこんだ工房作であることを考えれば、個別の景観年代追求はさほど意味のあることでもない。また、これら日蓮教団寺院は諸本によって差異があり、描写も一様ではない。むしろ考究すべきは、洛中より追放処分を受けた教団が描き続けられなければならない理由はどのようなものなのかであり、洛中諸本山のうちの描写される本山とそれ以外の本山に差異はあるのか、そのことはどのような社会的背景を持つのかを確定する必要がある。本稿では、成立年代とその制作背景が確定されつつある洛中洛外図の研究成果を援用しつつ、描かれた日蓮教団諸本山が意味する点について論及したい。

【キーワード】 中世、日蓮教団、天文法華の乱、寺域、洛中洛外図

はじめに

室町時代後期の都市京都を考える際に、町などの地縁的行政単位の枠組みを超えた社会的組織として重要な構成要素となるのは洛中日蓮教団（宗祖日蓮を師と仰ぐ信仰集団）である¹。洛中の日蓮教団が活動を開始する濫觴は、鎌倉時代後期から南北朝期に日蓮門下六老祖の一人である日朗が京都への布教を開始し、その後大覚妙実、日像の布教によって教線が拡大され、後醍醐天皇による四海唱導布教の論旨を得てからは、四條門流を中心に諸派の離合集散を繰り返しながらも宗勢を増している²。室町時代後期の日蓮教団は天文五年に宗門にとつての一大事件である天文法華の乱（天文法難）に遭つたとされ、通説的理解ではその後の教団の恢復は十分にはなされなかったとされている。その後の宗勢の充実や、桃山期の文化が日蓮教団と関わりを持つ職人集団を輩出している点などを勘案すれば、この事件そのものの検討も必要となるかも知れない。

そこで、本稿では成立年代とその制作背景が確定されつつある洛中洛外図の研究成果を援用しつつ、洛中諸本山のうちの描写される本山とそれ以外の本山に差異はあるのか、そのことはどのような社会的背景を持つのかを確定する作業をおこないたい。天文法華の乱を前後して制作されている洛中洛外図の諸本には日蓮教団系寺院が描きこまれているが、これら日蓮教団寺院は諸本によって差異があり、描写も一様ではない。考究すべきは、制作依頼者の意図する理想的景観の中に、洛中追放処分を受けた教団が描き続けられなければならない理由はどのようなものなのかであり、本稿では描かれた日蓮教団諸本山が意味する点について論及したい。

①十六世紀の日蓮教団と天文法華の乱の位置

室町時代後期の都市京都を考える際に、町などの地縁的行政単位の枠組みを超えた社会的組織として重要な構成要素となるのは洛中日蓮教団である。古代社会以来の坊条制区画に基づく四丁町の社会区分は、十五世紀末までにはほぼ形骸化し、応仁の乱後の新たな枠組みとしては両側町を中心とする地縁的結束体が生み出されるが、それが惣構や町組で理解される十六世紀後半の社会的共同体に移行するまでの間にどのような経過を辿るかは都市史理解の上での重要な論点となっている。

たとえば、仁木宏氏は十六世紀初頭までの上京・下京単位共同体構成員について「都市民のなかでもごく限られた有力者（土倉・酒屋などの有徳人）を中心とする不定型で、非恒常的な人的ネットワークによって組織された人々の集団」を指定する。この集団の実態については明確な言及はなされていないものの、そのネットワークに「法華宗という宗教が導入されたことによって、より強固で、継続的な結合力が醸成されているのである」としている³。法華一揆を町や町組に依拠することのない宗教一揆としつつも、その存在形態は「上京・下京単位の都市民のまとまりのあり方に近似している」とする。今谷明氏は天文法華の乱における法華一揆の敗北をさして「京都町衆の失つたものは余りにも大きかった」とされるのである⁴。

ところで、この天文法華の乱については検討なされなければならない点も多い⁵。洛中日蓮教団をめぐるこの事件は、すでに辻善之助氏により詳細な検討が加えられ、基本的な事実については史実として差し支えない⁶。しかし、仁木氏が言うように日蓮教団の檀徒構成員が町組の構成員と等しいものではないとしても、洛中の町の構成員に内包される存在であることは言うをまたないであろう。洛中追放の処分を受けた教団が、

天正初年までにいかにして宗教的復興を遂げ、天正四年の洛中勸進を経て、⁽⁷⁾天正七年に安土宗論で再び弾圧されるに至る過程は、今谷明氏の言うような「牙を抜かれた」というようなものではない。当該期の日蓮教団には富裕層や有力商工者が檀徒に加わっていたことはよく知られている。⁽⁸⁾金工の後藤、楽、本阿弥、絵師長谷川、狩野などを中心とした檀徒の活躍や、天正四年の史料に見られる高度な経済力を有する立売、新在家、小川に占める日蓮教団檀徒の割合の多さは尋常ではなく、教団檀徒の一員として活躍する町衆文化を支えた人びとの存在は、従来の宗勢を理解する文脈では捉えることができないのである。⁽⁹⁾近年盛んになりつつある史料とモノ資料の分析の機会が各種開催されている陳列で提供されていることも援用できる。⁽¹⁰⁾

天文法華の乱発生の伏線となった洛中日蓮教団の教線拡張については、山門による決議文の引用からその実態を明らかにした。⁽¹¹⁾天文五年六月朔日於大講堂三院衆議条々⁽¹²⁾によれば、洛中日蓮教団の非難されるべき行為は次のようなものであった。

今般日蓮党、京都充滿而、致惡逆事、言語道斷之次第也、如風聞者、於洛中九重条里小路、新寺々、構江堀、不受上意御沙汰、諸公事令裁許地下人、町人等対非分之議申怨、廻種々巧略、吾党引入、対諸宗而及狼藉事、

同様の案文は東寺坊官家の「阿刀家文書」、高野山「金剛三昧院文書」にも残されており、衆議が一定の効力を持っていたことは推測できるものの、記される日蓮教団の「狼藉」は新興宗教勢力に対する一般的な批判の域を出ていない。法華経の行者を標榜する日蓮教団に対して、天台の本山たる山門が敵意を持つことはむしろ当然のことであり、⁽¹³⁾そこでの指摘は当該期における日蓮教団の教線拡大のあり方を物語るまたとない史料となっている。

このような中で、天文法華の乱を直接的に語る史料については、その

脆弱さが否めない。天文法華の乱の基礎史料自体は『松本問答』という寺史伝記であるが、この書自体に一層の史料的検討が必要なこと、洛中日蓮教団寺僧檀徒の洛中退去命令である幕府の奉行人奉書が当事者である教団の寺院（本能寺）にのみ案文として伝わる点などである。同時代古記録には乱による死者数を一万あるいは三千などとし、この乱の被害の程度も風聞によっては大きな差があったことが分かる。

洛中日蓮教団における日親の弾圧の記録が、鍋かぶり日親として宗門の維持発展に寄与したことを考えれば、また、祖師日蓮自身が四度の法難を経験、克服した弾圧の被害者である点を考慮すれば、天文法華の乱によって日蓮教団の宗勢が大きく減衰したという評価は、その後の時代の宗門内部による評価も含めて再検討されるべき問題であろう。⁽¹⁴⁾

②十六世紀における洛中日蓮教団諸寺院

洛中日蓮教団寺院の所在地と推移については、伊藤毅氏による「中世京都における法華15カ寺の動向」に詳しい。⁽¹⁵⁾伊藤氏は洛中日蓮教団十五カ寺について寺院名、門流、開祖、開基年、京都における寺地の移転について一覽表とし、天正期の洛中改造で諸寺が寺町への移転を余儀なくさせられる以前の推移を示している。表からは洛中の日蓮教団諸本山がいくつかの契機を経て寺地を移動し、存続していることが窺えるがそれぞれの根拠については史料的な検討も必要と思われる、寺伝や記録から徴証を得るため移転の年代が明らかとはならない場合もある。本稿では日蓮教団が洛中での布教を積極的に開始した十四世紀の史料的に不確定性の高い部分はその限界を指摘し、むしろ十六世紀の天文前後にどのような変化が生じたのかについて注視してみたい。そのことを踏まえて史料的な検討も含めて改訂したものが表1である。⁽¹⁶⁾

たとえば、妙顕寺については今小路（元亨元年）、四条櫛笥西類一町

表1 寺地の変遷

寺院名	門流	開基年	寺地の変遷（天文の乱以前）	寺地の変遷（天文の乱以後）
妙顕寺	比企谷門流	元亨元（1321）	今小路御溝の側 →暦応4（1341）四条櫛笥西頬地一町 →明徳4（1393）押小路以南姉小路以北堀川以西猪熊以東 →応永21（1414）五条大宮 →文明15（1483）西洞院以西油小路以東二条以南三条坊門以北	
本国寺	比企谷門流	延文2（1357）頃	六条堀川	
妙覚寺	妙顕寺系	永和4（1378）	四条大宮→文明15（1483）室町西二条南小路衣棚	
妙満寺	妙顕寺系	元中6（1389）	室町六条坊門→錦小路東洞院	→天文6（1547）綾小路堀川西
本禅寺	本国寺系	応永13（1406）	四条堀川油小路→西陣桜井	
本満寺	本国寺系	応永16（1409）	新町通今出川新在家	→天文8（1539）寺町
本能寺	妙顕寺系	応永22（1415）	油小路高辻五条坊門 →永享5（1433）六角以南四条坊門以北櫛笥以東大宮以西	→天文11（1542）六角以南四条坊門以北油小路以東西洞院以西
立本寺	妙顕寺系	応永23（1416）	四条櫛笥妙顕寺跡地	→天文12（1543）山科言繼邸近辺 →天文13（1544）西京→洛東今出川
妙蓮寺	妙顕寺系	応永30（1423）頃	綾小路四条西洞院	→天文11（1542）大宮西小路
本法寺	中山門流	寛正4（1463）	四条高倉→康正年中一条堀川 →寛正4（1463）三条万里小路	
頂妙寺	中山門流	文明5（1473）頃	近衛西洞院 →明徳4（1495）錦小路以南四条以北万里小路以東富小路以西	
妙伝寺	身延門流	文明7（1475）	一条	→天文10（1541）西洞院四条南
本隆寺	妙顕寺系	延徳元（1489）	四条大宮	→天文年間大宮千本間→堀川西一条北
妙泉寺			松ヶ崎村歡喜寺改名→綾小路	
要法寺	富士門流	上行院：暦応2（1339）	六角油小路	→天文11（1542）合併して要法寺
		住本寺：貞和2（1346）頃	二条堀川東油小路西	

(暦応四年)、押小路以南・姉小路以北・堀川以西・猪熊以東(明徳四年)への変遷が検出されるが、今小路と四条櫛笥の關係は近世には立本寺に伝来した光嚴上皇院宣に「四条櫛笥西類地一町入隆資御跡、為今小路殿地替、可令管領給」徴証が得られるものである。¹⁷⁾『童華秘書』に所載する「立本寺記略」ではその一文を引用し、立本寺寺地であるとする。¹⁸⁾嘉慶元年(一三八七)の後小松院院宣では妙顯寺通源上人御房に充ててはば同地と推定できる敷地が安堵されているので、¹⁹⁾四条櫛笥の地の合理性はあるが、明徳四年(一三九三)の転地は日霽上人充ての足利義満御判御教書が根拠となる。²⁰⁾同地については「為妙本寺敷地、可有知行」としており、分流を繰り返す日蓮教団としてはその領有の正統性が問題となる。応安元年(一三六八)の「妙顯寺雜掌正立申二条堀河敷地事」と題する目安(言上状)では「立点札於作畠致濫吹之条、無謂次第也」とあり、この土地が作職を有する単なる寺領であったとも考えられる。²¹⁾実際に寺領が安定的に記録されているのは文明十五年(一四八三)、永正十八年(一五二一)、天正三年(一五七五)と徴証が得られる西洞院以西・油小路以東・二条以南・三条坊門以北の地であり、この寺領は天正十二年九月三日に替地を下付されている。天文の前後を通じて、基本的には寺領に変化が生じていないことが看取されよう。

本能寺の事例では、六角以南・四条坊門以北という南北は不変であるものの、初期には櫛笥以東・大宮以西である寺領が天文十一年には油小路以東・西洞院以西へと東に移動すると一般にはされている。しかし前者については大永五年(一五二五)、天文十四年(一五四五)を含め十数通の、²²⁾後者については天文十四年、永祿十一年(一五六八)に徴証が得られるものの、後者は寺領そのものであるかどうかは検討の余地がある。この寺地は永正十六年に寺領を拡張した際の四丁町に關連を持つもので、天文十四年の徴証である室町幕府奉行入奉書では「方四丁町事、雖為沢村千代松私領、相副本証文數通、売渡当寺之段分明也、次彼地内

ハ未申紫野分、少在之、事、同今度買得云々」とあり、洛中沢村千代松より買得したことが明らかである。「今度」の文言から方四丁町分については既に寺領化していることが明白で、永正十五年(一五一八)の大徳寺長勝庵充て室町幕府奉行入奉書に見える「沢村平左衛門構人居住分」と關係を持つものである。本能寺の寺領は「本能寺敷地」と累代表記され、案も含めて安堵状が継続する櫛笥以東・大宮以西の地が天文年間を前後する寺領として継続していたと考えるのが妥当ではなからうか。

また、この所領を安堵している十数通の安堵状も個別に見れば検討を要するものもある。たとえば「本能寺文書」所収の複数の足利將軍家御判御教書はほぼ同文の書下となるが、少なくとも長享二年(一四八八)十月二十三日付足利義尚御判御教書は案文とされるべき性質のものである。本文書は、室町幕府將軍自身によつて発給された直状形式の文書である御判御教書のうち袖判が据えられ、奥に宛をもたないもつとも薄礼形式のものである。御判御教書による寺社に対する寺領安堵は足利義満期後期には見られ、同様の記述様式をもつ寺領安堵状が東寺文書にも見られるので、²⁵⁾様式上の不審はないものの、足利義尚の花押は義政のそれと酷似し本来的には袖判下文の効力を引き継いだこの文書は事実書に事書が内包され「早任當知行之旨、領掌不可有相違之状」と結ぶのが通例であるから、知識があれば制作は容易である。²⁶⁾

(花押ハ足利義尚)

本能寺敷地、六角以南、四条

坊門以北、櫛笥以東、大宮以西、

方四町ハ除六角非人風呂敷地、事、早任當

知行之旨、領掌不可有相違之

状、如件、

長享二年十月廿三日

「方四町」という領域の確定も応仁文明の乱を経たこの時期に妥当なも

のなかでどうか検討を要する。おそらくはそれに前後する裁許を承けた表記であり、櫛笥以東・大宮以西の旧来の寺地は天文前後を通じて不変であったと考えられる。

寺地の変遷を確定してゆくには以上のような史料そのものに対する検討の他に、寺伝や縁起に対する検討も厳密には必要となるであろう。日蓮教団系寺院の寺領の変遷は、洛中洛外図諸本の景観年代の確定に根拠を与えたこともあり、単に宗門内部における寺領の変遷以上の意味を持つ物であると思われる。たとえば、洛中洛外図の場合では、以下のような寺院が景観年代を解明する際の鍵となる重要な建築物的根拠として用いられている。

- a. 頂妙寺中御門高倉への移転・大永3年を下限とする(甲)
- b. 本能寺移転して再建・天文14年を上限とする(上)
- c. 本法寺移転して再建・天文15年を上限とする(東)
- d. 妙覚寺・本国寺再建・天文15-17年を上限とする(東・上・乙)
- e. 頂妙寺移転して再建・天正2年を上限とする(上・乙)

*甲・歴博甲本、東・東博模本、上・上杉本、乙・歴博乙本とするそれぞれの史料的な根拠はa・eは『已行記』、bは「本能寺文書」、cは『京都の歴史』『京都の地名』所収の寺伝に依拠、dは寺伝に依拠としている。⁽²⁷⁾『已行記』は十六世紀後半の頂妙寺日珣編纂による年代記であるが、その記述は簡条書に近く移転そのものの経緯を詳細に記す性質の物ではない。近世に成立した寺伝が検討の余地を残す物であることは一般的に言えることであるが、今谷氏や日蓮教学研究所が依拠する『京都の歴史』『京都の地名』はともかく、寺史についても近世以降の編纂物であるから史料に対する信頼性は相対的に減じると考えるべきであろう。

本法寺の場合、康正年中(一四五五-一四五七)に一条堀河に寺領が移転したことが伝わり、この根拠となるのは十五世紀半ばに活躍した日

親の伝記である『日親上人徳行記』(以下『徳行記』)に負うところが大きい。この『徳行記』は京都本法寺日親の事蹟を近世にまとめたもので、最初に真字本が十七世紀の終わり成立、後に仮名本が成立する。仮名本にはその後に加された部分があり、たとえば日蓮所持の摩利支天像が足利尊氏に伝わり、のちに日親の徳行として本法寺に伝えられ崇敬されていることが記されているが、この部分は近世の本法寺における摩利支尊天信仰の重要な裏付けとなっていた。しかし実際には、この摩利支尊天が十七世紀前半以前には本法寺には入り得ないことが明らかとなっており、⁽²⁹⁾『徳行記』に記されている日親の行状自体が日蓮との対比を意識して洛中での布教を読み替える作業の所産であること指摘した。⁽³⁰⁾鎌倉での日蓮が前執権北条時頼に上呈したとされる『立正安国論』は、日親による洛中での足利義教に対する『立正治国論』に、数々の日蓮弾圧は日親の焼鍋を被らされる弾圧へと転化されているのである。このような文脈での一条堀河戻橋での布教は、異能者としての日親を際立たせる舞台装置であるとも考えられ、それが史実であるのかどうかを再度検討する必要がある。

『太平記』(巻第二十六)「妙吉侍者事」によれば、天下の権を得た直義が禅宗に傾倒し、夢窓国師の薦めに応じて「日夜ノ参学」をしたのが国師の法眷妙吉侍で、妙吉は「一条堀川村雲ノ反橋ト云所ニ寺ヲ立テ宗風ヲ開基」し、山門寺門、五山十刹の長老も集い、「僧俗堂上ニ群集」するという有様だったという。鞍馬寺に伝わる「鞍馬蓋寺漢文縁起」は暦応三年(一三四〇)、明徳三年(一三九二)の本奥書を持つものだが、大永四年(一五二四)の書写奥書には「于時、村雲不断念仏堂聖住持、依懇望書写之、鞍馬蓋寺御寄進也」とあり、村雲不断念仏堂聖住持の懇望により書写して鞍馬寺に寄進された経緯が記されている。一条堀川村雲に拠点を置いた鞍馬御師は、おそらく妙吉以来の由緒をもって活動を行い、天狗との関係が再生産されていたものと考えられる。また、鞍

馬の天狗が、兵法の秘伝を心得ているという、天狗と兵法の関係は『義経記』を典拠とするが、この兵法書は一条戻橋近くに住む陰陽師「鬼一法眼」が中国から伝来し秘蔵していたものという。のちには鬼一法眼の娘との関係から牛若丸が入手したという物語をも生む。一条戻橋という場の特異性は異能者の現れる舞台装置としては当該期によく知られたものであったのであろう。

いずれにせよ、表からは当該期の日蓮教団寺院が応永期、文明期を画期として洛中に宗勢を拡張していることが分かるが、その寺地はのちの下京町組の外周部に各寺院が隣接する形で連なるのであり、洛中の屋地を買得しては周辺に寺領を拡張してゆくという方法をとっていたと考えられる。このことは『後慈眼院殿記』明応三年（一四九四）十月条に「文明の乱以後京中に充滿す」とあり、先述した山門による「天文五年六月朔日於大講堂三院衆議条々」に「京都充滿」「於洛中九重条里小路、新寺々構江堀」とあることを裏付けている。記述の多くは寺領確定の四至が記されていないため、その寺地の規模は不明であるが、四至を記す規模のものではなかったからかも知れない。

③ 洛中洛外図と日蓮教団寺院

ところで、日蓮教団系寺院の変遷に着目するのは、たんに十六世紀の都市宗教として存在意義を増していたというだけではなく、景観年代の決定に重要な手がかりを与えるものであったからである。従来の洛中洛外図研究ではこれら寺院の存在が景観年代の確定に寄与したこともあったが、近年の研究により洛中洛外図の諸本が制作依頼者の意図に基づく理想的景観を盛りこんだ工房作であることが指摘されることを考えれば、個別の景観年代追求はさほど意味のあることでもない。ここでは洛中日蓮教団諸本山の天文前後の移動に特に注目し、十六世紀に成立した

洛中洛外図諸本の描写を考えてみたい。

洛中洛外図に描かれる日蓮教団の寺院は、画面の注記などで明らかなる場合を取り上げ、名称からの想定も含めて以下のようになる。³¹⁾

歴博甲本…(上京) なし (下京) 頂妙寺・妙覚寺・本能寺？

東博模本…(上京) 妙覚寺・本法寺・本満寺 (下京) 本覚寺・妙覚寺

上杉本…(上京) 本満寺 (下京) 頂妙寺・妙覚寺・妙顯寺・本国寺・

法能寺・本能寺

歴博乙本…(上京) なし (下京) 頂妙寺・妙覚寺・妙顯寺・本国寺

その傾向を見ると、妙覚寺はすべてに描かれ、頂妙寺・妙顯寺・本国寺はそれに次ぐものである。洛中洛外図は、制作依頼者の意図する「描かれるべきもの」を描く図であるから、それらの寺院が描かれるべき素材として認識されていたことを示している。また、各作品に成立年代の差が存在しても、巨大構造物であり素材としての意味は失われていなかったことを示している。近年の研究で、十六世紀に成立した洛中洛外図諸本の成立年代と制作者、発注者の関係は明らかになっている。³²⁾ それによれば、歴博甲本（一五二五年・狩野元信・細川高国）、東博模本（一五四〇年代・狩野元信周辺・細川晴元周辺）、上杉本（一五六五年・狩野永徳・足利義輝）、歴博乙本（一五八〇年代頃・狩野永松・宗秀周辺・不明）という構成になり、歴博甲本と他本との間には天文法華乱が発生していることになる。乱の契機があるにも拘わらず、日蓮教団の諸本山は描かれるべきは描かれている。このような結果になるのは画面の構成という点において描かれるべき積極的な理由があるからである。制作依頼者による寺院の取捨選択を明らかにしてゆくことは重要であり、その検討素材として描かれる日蓮教団と天文法華の乱以降の寺地の移動の関係を示したのが表2である。

表からは洛中洛外図の描写にかかわるいくつかの知見が得られる。第一に、洛中洛外図に描かれている妙顯寺・本国寺・妙覚寺・本法寺・頂

表2 変遷と描写

寺院名	門流	開基年	天文以降の移動	歴博甲本	東博模本	上杉本	歴博乙本
妙顕寺	比企谷門流	元亨元 (1321)				○	○
本国寺	比企谷門流	延文2 (1357) 頃				○	○
妙覚寺	妙顕寺系	永和4 (1378)		○	○	○	○
妙満寺	妙顕寺系	元中6 (1389)	○				
本禅寺	本国寺系	応永13 (1406)					
本満寺	本国寺系	応永16 (1409)	○		○	○法満寺	
本能寺	妙顕寺系	応永22 (1415)	○	○?		○法能寺	
立本寺	妙顕寺系	応永23 (1416)	○				
妙蓮寺	妙顕寺系	応永30 (1423) 頃	○				
本法寺	中山門流	寛正4 (1463)			○		
頂妙寺	中山門流	文明5 (1473) 頃		○		○	○
妙伝寺	身延門流	文明7 (1475)	○				
本隆寺	妙顕寺系	延徳元 (1489)	○				
妙泉寺							
要法寺	富士門流	上行院：暦応2 (1339)	○				
		住本寺：貞和2 (1346) 頃					

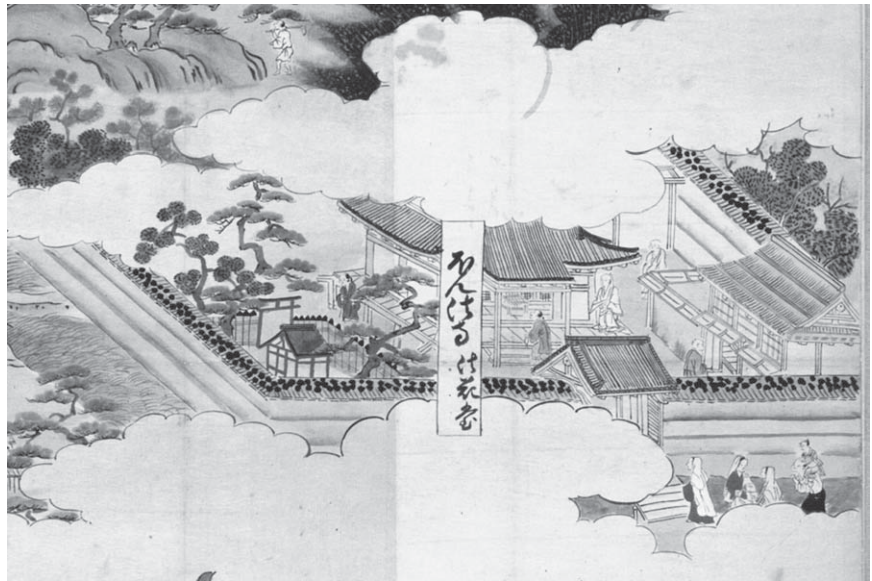
妙寺の五ヶ寺は、天文法華の乱を契機として寺地が移転しておらず、その規模と敷地が継続して存在していたと考えられるのである。本満寺と

本能寺は上杉本を含め各々二作品に描かれるが、上杉本では「法満寺」「法能寺」とされ、寺院の理解に混乱が見られる。本能寺については先述したとおり天文十四年旧寺地安堵状が残るため天文年間の移転には疑義が残る³³。本能寺も十六世紀末の寺町移転までは櫛笥以東・大宮以西に所在した可能性がある。天文を前後して存在し続けた日蓮教団各本山が描かれているという大凡の傾向は指摘できよう。

勿論、画面に描き込まれるかどうかは作品毎の俯瞰角度の問題もある。しかし、たとえば下京の頂妙寺、妙覚寺を描く画面に下京周縁部所在寺院が描かれておらず、描写には選択がなされていたことがわかる。描写そのものも実態と乖離した物ではなく、たとえば東博模本に描かれる本法寺には「本法寺 法花堂」とあり、境内に社が勧請されている(挿図1)。洛中の日蓮教団は法華経を広める中で天台の神祇信仰を援用し、日蓮神道あるいは法華神道ともいべき諸社を寺内に勧請している場合が多い。三十番神信仰はその典型的な事例だが、撰社を描写することで日蓮教団寺院の構造物に現実味を与えていると考えられる。

第二は上杉本と歴博甲本の描写の類似である。日蓮教団寺院では頂妙寺・妙覚寺・妙顕寺・本国寺が描かれていて、成立年代というよりはむしろ制作の意図、工房での制作に共通性が考えられるのかも知れない。下京に重点を置いていることも影響を与えていよう。

第三に、あらためて描かれた各寺院を検証すると、頂妙寺・妙覚寺・妙顕寺・本国寺の各寺院は宗門上では当時どのような位置付けをもつものなのであるのか。室町時代の洛中日蓮教団諸本山は日蓮門下で鎌倉に端を発する日朗以下の比企谷門流から分かれた四条門流(妙顕寺・妙覚寺・本能寺・立本寺・妙蓮寺・本隆寺)と六条門流(本国寺・本禅寺・本満寺)、中山門流(妙満寺・本法寺・頂妙寺)、身延門流(妙伝寺)、富士門流(要法寺)などから構成されている。このうち、有力寺院として描写されているのは四条門流(妙顕寺・妙覚寺)と六条門流(本国寺)、



挿図1 本法寺(東博模本 左隻5扇)
(東京国立博物館蔵)
Image: TNM Image Archives

中山門流(本法寺・頂妙寺)である。四条門流と六条門流は事実上、京都への布教を開始した日朗以下門下の比企谷門流から派生したものであるから、十六世紀に至っても洛中布教の拠点寺院とその門流は、相州鎌倉比企谷門流と下総中山門流が占めていたことになる。描かれるべき物としての日蓮教団系諸本山が限られたものであることは、日蓮教団の洛中諸本山が一樣に勢力を拡張し得たというわけではなく、旧来からの伝

統的本山から派生する形で小規模な寺地を拡張して活動を開始した本山が多かったことを意味している。このことは、洛中日蓮教団の宗勢の拡大が寺伝や縁起を含む史料によって応永期以降顕著であると実態以上に強調されていることを示している。

おわりに

本稿では洛中日蓮教団の室町時代後期、とくに十六世紀の動向に着目し、その移動のあり方に史料的な検討の必要性があることを指摘した。洛中の日蓮教団は都市京都の内部構造を理解する上で重要な社会的組織であると考えられているものの、寺伝や縁起を含む宗教史料の難しさからこれまで十分に検討されてこなかった。特に天文五年(一五三六)の天文法華の乱以降は、その勢力が著しく減じられ、洛中日蓮教団の宗勢は恢復しないというのが通説とされてきた。

しかし、天文法華の乱を前後する洛中各本山の寺地の恢復のあり方や規模を検証すれば、旧来からの伝統的本山については寺地の移転や変更もなく、依然として洛中内部でその影響力を保っていたことが窺える。このことは、その後の山門との交渉や、十六世紀後期以降の十六本山の動向、織豊政権期の安土宗論による再度の宗教的弾圧、洛中文化人層の輩出を総合的に理解するうえで重要となる。特に天文法華の乱の評価はそれ自体が重要な課題となろう。

以上をふまえて洛中洛外図に描かれる日蓮教団の諸本山を検討すると、日蓮高弟である日朗、日像以来の伝統的本山は十六世紀に成立した洛中洛外図諸本に描写されている傾向があることを指摘できた。これら本山は鎌倉比企谷門流系の四条門流、六条門流、相州中山門流系の各本山で、天文法華の乱を前後しても寺地の移転がない安定的本山であったことが知られる。洛中洛外図自体は天文年間をはさんで歴博甲本・東博

模本と上杉本・歴博甲本が所在するが、これら有力本山が描写すべき対象として選択されていることは、景観からの抹消が意図される程忌避されているわけではなく、むしろ山門との関係で強調される洛中二十一本山の焼討ちや洛中追放の実態がどの程度のものであったのかの再検討を迫るものであることを示していよう。

註

- (1) 日蓮を宗祖と仰ぐ宗教集団を意味するものとして日蓮教団としておく。史料では法華宗と総称されることが多いが、批判的には日蓮ノ衆、日蓮党などと記されている。近世、近代以降の日蓮教団は門流などにより分派している。
- (2) 教団活動に対する通説的理解としては、立正大学日蓮教学研究所『日蓮教団全史』（上巻、平楽寺書店、一九八四年十月）参照。
- (3) 仁木宏「空間・公・共同体―中世都市から近世都市へ―」（青木書店、一九九七年六月）。ここでは「戦国期の都市社会では、これとは別に町を単位とする地縁的組織が徐々に形成されてきていた。両者の統合の時を迎える前に、下京を単位とするまとまりの「最後の」高揚期となった、天文法華一揆」という評価を与え、「中世京都の都市民衆の最後の、かつ最高の闘争であった」としている。
- (4) 今谷明「天文法華の乱―武装する町衆―」（平凡社、一九八九年一月、二〇〇九年九月、洋泉社から改版）。
- (5) 天文法華の乱の史的位づけについては、拙稿「天文法華の乱の再検討」（『興風』所収、二〇一三年興風談所）参照。この論文は二〇一二年六月におこなわれた岡山興風談所での定例勉強会を改稿したものである。
- (6) 辻善之助『日本仏教史』。基礎的な史料は博搜され所収されている。
- (7) 拙稿「天正四年の洛中勸進」（『古文书研究』第三十六号、一九九二年十月）では、日蓮教団による喜捨要求に荷担した檀徒の存在について論じた。
- (8) 洛中の各町に分布する教団檀徒については『頂妙寺文書・京都十六本山合用書類』（一、四、大塚巧藝社）所収「諸寺勸進帳」など参照。
- (9) たとえば祇園会で巡行する長刀鉾には天文法華の乱に際して失われた旨の刻銘が存在する。日蓮教団の京都社会における重要性を示すものとなっている。その他十六世紀後期の日蓮教団檀徒のあり方を究明した拙稿として、「中近世移行期の法華宗寺内組織と檀徒の構造」（高埜利彦・今谷明編『中近世の宗教と国家』岩田書院、一九九八年六月）、「京都妙覚寺墓地の無縁石造物考―中近世移行期の葬送と石塔造立―」（『神奈川県立博物館研究報告―人文科学―』二十八号、二〇〇二年三月）、「京都新在家の形成と法華宗檀徒の構造」（『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年十二月）を参照。
- (10) 『日蓮展』（東京国立博物館、二〇〇三年）、「日蓮と法華の名宝」（京都国立博物館、二〇〇九年十月）、「鎌倉の日蓮聖人」（神奈川県立歴史博物館、二〇〇九年十月）などの展示により日蓮教団が生み出した文物の主要作品を目にする機会が得られている。
- (11) 関係する拙稿として「天文法華の乱」再考―「山門大講堂三院衆議条々」第一条の検討を中心に―」（『年報三田中世史研究』第四号、一九九七年十月）。
- (12) 『天文五年六月朔日於大講堂三院衆議条々』（醍醐寺旧蔵。国立歴史民俗博物館田中コレクション所収）。史料後半は以下のようなものになる。
是併 公武御恥辱、為山門瑕瑾、夫吾山者、依有城山、一致約束於帝都、諸宗張行 在之時者、為当山加炳誠事、上古旧例、今度彼等無成敗者、洛陽寺社、悉令断絶而、八宗皆令退散而、王城忽成田舍茅屋、頻訴公武、被相触諸末寺・諸山徒、不日可有発向事
- (13) 衆議には「法華毒氣深入失本心故説、其名云法華宗、以魚目混真珠謬解也」ともあり、法華を標榜することを指弾している。批判のレトリックは「爰日蓮党類謗正法、唱真言亡国律国賊、恣邪執、迷念仏無間地獄禪天魔」とも記すが、このような他宗批判は従来からの教団の姿勢と変わるところはない。
- (14) 前掲註4参照。六条本國寺の故地は発掘の成果から見る限りでは焼土層が検出されており、実際の天文法華乱の程度は、伝承されているよりも小規模なものであった可能性もある。
- (15) 伊藤毅「中世都市と寺院」（『日本都市入門Ⅰ 空間』、一九八九年十一月、東京大学出版会）の「2、京都における中世寺院の存在形態」参照。表の典拠は各寺院文書、前掲註6『日本仏教史』、前掲註2『日蓮教団全史』（上）とする。
- (16) 門流の理解、移転時期の誤認と思われる箇所についても訂正を加えた。
- (17) 『電華秘書』帝王部第三、所収。『電華秘書』は天保年間に貞松連永寺日富上人が妙顕寺蔵の諸書を四条門流（日像門流）の発展を明らかにするために編纂したもので妙顕寺所蔵。刊本は『日蓮宗宗学全書』（第十九）所収。
- (18) 『立本寺記略』は寛文七年四月下旬の記録。院宣を後醍醐天皇のものとするなどの誤認もある。
- (19) 『電華秘書』所収、嘉慶元年八月十五日付後小松院院宣。これによれば四条以南、綾小路以北、壬生以东、櫛笥以西とする。
- (20) 『電華秘書』所収、明徳四年七月八日足利義満御判御教書。
- (21) 『電華秘書』所収、歴祖部第二之二。
- (22) 『電華秘書』所収、武將部第五の文明十五年十二月二十七日付足利義政御判御教書案（妙本寺寺領）、公卿部第四の永正十八年七月二日付小川坊城家袖判書下、

- 天正三年十月住阿智日付藤宰相家袖判書下参照。
- (23) 『本能寺文書』には、永享五年（一四三三）四月二日、永享年間、宝徳二年（二四五〇）十一月二十八日、寛正六年（一四六五）七月二十六日、文明十八年（二四八六）八月十七日、長享二年（二四八八）十月二十三日、延徳三年（二四九二）七月十八日、文亀元年（一五〇二）十二月二十九日の安堵状が残されている。
- (24) 料紙は縦三三、二、横四八、四糎。軸装。
- (25) たとえば長祿三年十二月廿日付足利義政御判御教書（「東寺文書」書所収）。義政は長祿二年七月二十五日に内大臣に任じられた後八月九日より公家様花押を用いているので、「本能寺文書」の長享二年はこの知識を有していた者による制作にかかるとも考えられる。
- (26) 天文法華の乱の結果を受けた日蓮教団洛中追放の奉行人奉書が本能寺に伝わる案文として残ることも示唆を与えている。
- (27) 今谷明『京都・一五四七年』（平凡社、一九八八年三月）
- (28) 『日親上人徳行記』（仮名本）の「逆修」項参照。
- (29) 拙稿「大和流太元明王法と京都本法寺所蔵『摩利支天画像』について」（『年報三田中世史研究』十号、二〇〇三年十月）。本法寺の十七世紀成立の什宝目録には摩利支天に關係する寺宝の記述はない。
- (30) 拙稿「鎌倉の日蓮さん」（『有隣』二〇〇九年十二月）。
- (31) 高橋康夫『洛中洛外』（平凡社、一九八八年三月）、小島道裕『描かれた戦国の京都』（吉川弘文館、二〇〇九年十月）参照。
- (32) 小島道裕『洛中洛外図屏風歴博甲本の成立と初期洛中洛外図屏風諸本』（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四五集、二〇〇八年十一月）、「洛中洛外図屏風」東博模本の成立事情および「朝倉本」に関する考察」（『総研大文化科学研究』第五号、研究ノート、二〇〇九年三月）。
- (33) 「本能寺文書」所収、天文十四年八月二日付安堵状。この文書は帰洛許可を具体的にするために発給されたものである。
- (34) 『竜華秘書』所収、天文年間山門との和睦交渉関連史料参照。
- (35) 拙稿「天正四年の洛中勸進」（『古文書研究』第三十六号、一九九二年十月）、「天文法華の乱」再考―「山門大講堂三院衆議条々」第一条の検討を中心に―（『年報三田中世史研究』第四号、一九九七年十月）、「中近世移行期の法華宗寺内組織と檀徒の構造」（高埜利彦・今谷明編『中近世の宗教と国家』岩田書院、一九九八年十月）、「京都新在家の形成と法華宗檀徒の構造」（中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇二年十二月）など参照。

（神奈川県立歴史博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員）
 （二〇一二年一〇月二六日受付、二〇一三年五月一〇日審査終了）

Analysis of the Tembun Hokke Rebellion as a Medieval City Study : in the viewpoint of Kyoto's Nichiren temples depicted in paintings

FURUKAWA Motoya

Considering the city of Kyoto in the late Muromachi Period, the Nichiren Sect of Buddhism (a religious group looking up to Nichiren as their mentor) in the city is an important element as a social organization. The Nichiren Sect in Kyoto started with the missionary work of Nichiro, one of Roku Roso (the Six Senior Disciples of Nichiren), in the city from the late Kamakura Period to the Nanboku-cho Period. Then the missionary work of Daikaku Myojitsu and Nichizo extended the influence of the religion. After granted an order of Shikai Shodo (missionary to the whole world) by the Emperor Go-Daigo, the sect steadily gained religious influence while constantly changing its alignment centered on the Shijo Monryu lineage. Reportedly, the Tembun Hokke Rebellion, also known as the Tembun Religious Persecution, broke out against the Nichiren Sect in 1536 (Tembun 5). This greatest persecution of the sect caused to temporarily expel its members from Kyoto though they were allowed by the Emperor to come back in the end. The management of the religious group continued to lack stability due to such factors as conflicts and realignments of divisions within the group and its defeat in the Azuchi religious dispute caused by Oda Nobunaga in 1579 (Tensho 7). According to the commonly accepted theory, the sect did not fully revive in the late 16th century.

Multiple paintings of Rakuchu-Rakugai-Zu (Scenes In and Around Kyoto) created around the Tembun Hokke Rebellion depict temples of the Nichiren Sect. In conventional studies of Rakuchu-Rakugai-Zu, the existence of these temples has contributed to dating the scenes. Considering that Rakuchu-Rakugai-Zu paintings are artworks depicting ideal scenes based on the aim of the sponsors, however, it is not very important to date an individual scene. Moreover, these Nichiren temples in the paintings vary from each other, and there are also differences in depiction. Therefore, the more important things to study are why the sect exiled from Kyoto was continually portrayed, whether there are any differences between head temples portrayed in the paintings and other head temples, and, if any, what social background the difference has. Quoting research results of the Rakuchu-Rakugai-Zu paintings that are being dated and whose purposes to be created are being confirmed, the present article is aimed at defining the meaning of the head temples of the Nichiren Sect depicted in the paintings.

Keywords: Medieval period, Nichiren Sect, Tembun Hokke Rebellion, Temple premises, Scenes In and Around Kyoto (Rakuchu-Rakugai-Zu)
